

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程（平成21年上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「ガス管その他これら」を「ガス管その他これ」に、「120円」を「130円」に、「370円」を「390円」に、「3,700円」を「3,900円」に、「1件」を「使用面積1平方メートル」に、

「

調達価格の税抜額×太陽光発電の公称最大出力(kW)×1,000×3/100	を	「 100円 」	に
---------------------------------------	---	----------------	---

」

改め、同表の備考7を次のように改める。

7 この表において太陽光発電設備の使用許可における「使用面積」とは、太陽光発電設備の設置部分（電線等の架空線を除く。）の水平投影面積をいう。

別表の備考8を削る。

様式第1号中

「
所在地
(地番)
」を「
所在地
」に、

「申請者（法人にあっては、その代表者）が自署しない」を「申請者が自署しない場合又は法人である」に改める。

様式第2号中「(地番)」を削り、

「

使用料	使用料納入期限 年 月 日	を
-----	------------------	---

」

「

使用料	うち消費税額等 税率	使用料納入期限 年 月 日	に
-----	------------	------------------	---

」

改める。

様式第3号中「(地番)」を削る。

様式第4号の表面中「(表面)」を削り、

「

所在地(地番)

を

」

「

所在地

に

」

改め、同様式の裏面を削る。

様式第5号中

「

所在地
(地番)

を

所在地

に

」

」

改め、同様式の注書を削る。

様式第6号中「(地番)」を削る。

様式第7号中「(地番)」を削り、同様式の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第8号中「(地番)」を削り、同様式の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第10号中「(地番)」を削り、同様式の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第11号中「(地番)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の別表の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用が始まり、施行日以後も引き続き使用している物件で、使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。